

隊友新聞平成30年2月号記事

社会保険の話(6)

介護保険その1

社会保険労務士 萩原米雄

今回から2000年4月から開始された介護保険について話を進めていきます。

Q 1 介護保険創設の背景は何ですか？

A 従来、寝たきりや認知症等の介護を要する高齢者については、その家族が介護を担当してきました。

しかしながら、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化等による介護ニーズが増加するなか、介護を支えてきた家族形態が、少子化や核家族化によって大きく変化するとともに、介護する家族の高齢化が問題化する等、介護を家族で担当することが困難な時代になりました。このため、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして創設されたのが介護保険です。

Q 2 介護保険の仕組みはどうなっていますか？

A 介護保険は、皆さんが居住する市区町村が保険者となって運営しています。

その財源は、50%を税金(国:25%、都道府県:12.5%、市区町村:12.5%)で負担し、残りの50%が保険料として40歳以上の被保険者から徴収されます。

被保険者は、第1号被保険者(65歳以上の者)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)に区分されています。

第1号被保険者は、市区町村(保険者)が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでも介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

Q 3 介護保険に加入するための手続きはどうすればよいですか？

A 被保険者が特別に手続きすることはありません。40歳になったら自動的に加入する仕組みになっています。

なお、第1号被保険者には、65歳到達日以降、介護保険被保険者証が郵送（誕生日月に郵送する市区町村が多いようです。）で届きます。この保険証は、介護認定申請に必要ですから大切に保管してください。第2号被保険者の場合は、介護保険の対象となる特定疾病が原因で介護が必要になり、要支援や要介護が必要と認定されたとき、認定通知書とともに介護保険被保険証が郵送で届きます。

Q 4 健康保険のように窓口で払う自己負担はあるのですか。？

A 健康保険と同様に自己負担があります。負担割合は次表の通りです。

	自己負担割合
年金収入等 340万円以上	3割※
年金収入等 280万円以上	2割
年金収入等 280万円未満	1割

※3割負担は、平成30年8月以降実施予定